

あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費にかかる受領委任制度導入について

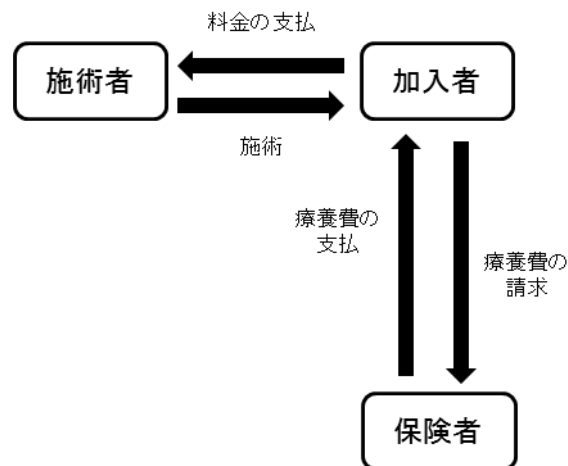
- あんまマッサージ指圧・鍼灸の施術に対しては、原則は償還払いであるが、協会は、前身の社会保険庁の時期から、代理受領を認めてきた。
代理受領とは、施術者が加入者に代わり(代理)、保険者に7割の保険給付分を請求し受領する方式である。
(しかし、現実的には個々の施術ごとに代理受領の必要性を判断せず、代理受領を行うことが慣例化している。)
- しかしながら、請求者である施術者については、保険医療機関の指定のような制度がないため、不正請求をした施術者を排除する等の措置をとることができなかった。
- 厚生労働省では、社会保障審議会医療保険部会の下にあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会(保険者も参画)において平成28年から不正対策の検討を進め、その結果、平成31年1月から受領委任制度を導入することとした。
受領委任制度とは、行政が施術者の登録を行い、その登録された施術者のみが保険給付分を加入者に代わり請求することを制度化するものであり、行政が登録された施術者に対する指導・監督を行うこととなる。また、同時に、受領委任制度においては、申請書の様式の統一化が図られることとなった。
- この受領委任制度を導入するかどうかは、各保険者の判断によることとされたところであるが、協会としては以下の点から導入することとした。
 - ①統一された申請様式により請求が行われるなど請求ルールが明確になること。
 - ②医師の同意書の様式が詳細なものとなり、また、再同意が厳格なものとなることから、より適正な請求となること。
 - ③登録された施術者への行政による指導監督が強化され、従来より不正対策の実効性が高くなること。

(参考)

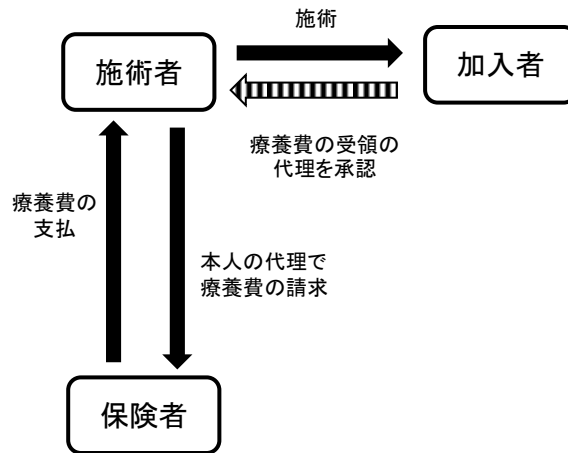
- ・あんまマッサージ指圧療養費：あんま・マッサージ・指圧師の施術において筋麻痺・関節拘縮等であって医療上マッサージを必要とする症例が療養費の支給対象である。
- ・鍼灸施術療養費：はり師、きゅう師の施術において、神経痛、リウマチなどで慢性病であって医師による適当な治療手段がないものが療養費の支給対象である。

あんまマッサージ指圧・鍼灸施術(あ・は・き)療養費の支払方法について

【償還払い】(船員保険法上の原則)



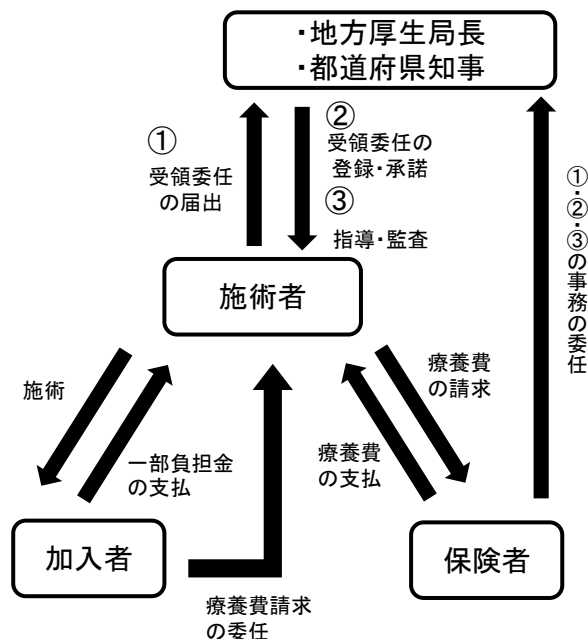
【代理受領】



○ 施術者に何の資格制限等もないので、不正を行った場合にペナルティをかけようがない。
→指導監督ができない。

○ 保険者間での情報共有が容易ではない。

【受領委任】(保険医療機関と似たシステム)



○ 施術者は、受領委任の登録を行うことにより、保険請求をすることができる。
→登録による行政の関与

○ 不正請求等が判明した場合、登録が取り消される。
→保険請求ができなくなる。

○ 法律に基づく行政処分に連携しやすい。